

西宮市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

第1条 この要綱は、西宮市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年西宮市条例第12号。以下「指定障害者支援施設等基準条例」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

第2条 指定障害者支援施設等基準条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発0126001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の例により運用するものとする。

第3条 指定障害者支援施設等基準条例第4条第1項第1号ア（イ）a（a）の市長が定めるところによる算定方法は、平成18年9月29日厚生労働省告示第542号の例による。

第4条 指定障害者支援施設等基準条例第4条第1項第1号ア（イ）a（a）（i）及び同条同項第6号ア（ア）の市長が定める者は、平成18年9月29日厚生労働省告示第553号の例による。

第5条 指定障害者支援施設等基準条例第4条第1項第1号ア（ウ）の市長が定めるものは、平成18年9月29日厚生労働省告示第544号の例による。

第6条 指定障害者支援施設等基準条例第6条第2項の市長が定めるものは、平成18年9月29日厚生労働省告示第544号の例による。

第7条 指定障害者支援施設等基準条例第22条第3項第3号イの市長の定める基準は、平成18年9月29日厚生労働省告示第541号の例による。

第8条 指定障害者支援施設等基準条例第22条第4項の市長が定めるところは、平成18年9月29日厚生労働省告示第545号の例による。

第9条 指定障害者支援施設等基準条例第42条の市長が定める給付金は、平成23年9月30日厚生労働省告示第378号の例による。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。